

庄内町立余日中学校いじめ防止基本方針

すべての生徒が楽しく、安心して生活できる学校をめざして

令和4年1月改訂

はじめに

いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものであること、また、どの生徒も加害者にもまた被害者にもなり得るという事実を踏まえ、学校全体として組織的に対応していく必要がある。本校生徒一人ひとりが好ましい人間関係を構築し、安心・安全に生活し「学校に行くことが楽しい」と思える学校づくりに取り組むと同時に、いじめの防止、早期発見、いじめがあった場合の対応等に組織的・計画的に取り組んでいくために、このいじめ防止基本方針を制定する。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行うものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。この時、けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断し、好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当する。ただ、いじめという言葉を使わずに柔軟に対応することも可能である。

(2) いじめの態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、捨てられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめに対する教職員の基本認識

- ① 「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」との共通認識を持つ。
- ② いじめの定義の共通認識をしっかりとしておく。
- ③ いじめの態様の共通認識をしっかりとしておく。
- ④ 担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

(4) 本校の状況

本校は大規模校に近く生徒数も多い。職員間での情報交換や細やかな生徒一人ひとりへの指導に努めてはいるものの困難もある。現在、安全・安心・安定した学校生活が送られているが、常々より生徒の問題行動の発生やいじめの発生を危惧しているところである。また、4つの同規模の小学校から一緒になることを考えると、生徒間でのトラブル発生についても、入学時より特に重視して指導にあたり、集団と生徒個々の観察を続ける必要がある。さらに、欠損家庭が多く、複雑な家庭環境の中で生活を余儀なくしている生徒の割合が多く、小中の連携や関係機関との連携を取りながら指導にあたる必要があると考えている。

(5) いじめの未然防止の取り組み

いじめの未然防止の基本は、「授業がおもしろい」「仲間との関わりが楽しい」「早く学校に行きたい」と思える学校の創造である。言い換えれば、生徒が周囲の友人や教職員との間で、信頼できる関係を結びながら学校生活を送り、授業や行事に主体的に参加し活躍できる安定した学校である。生徒に集団の一員として自覚や自信を育み、いたずらにストレスにとらわれることなく互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒と共に創り上げていくために、教職員は生徒と共にする時間をできる限り多くし、受容・共感しながら信頼関係を構築し、関わりの中で生徒一人ひとりの心の育むよう努めることが大切であると考ええる。

(6) いじめの早期発見の取り組み

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るという認識の下、いじめの早期発見に全職員が日常的に組織的に取り組んでいく。いじめは教職員の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを認識し、「いじめはある」という意識で観察し、些細な兆候であっても疑いを持ち、早い段階から複数の職員で関わり早期発見に努める必要があると考ええる。

(7) いじめに対する措置

いじめは、被害者・加害者・いじめ認知集団・いじめ非認知集団の四者を生み出す。被害者と加害者の間に集団がどう関わるかでいじめのパワーバランスは大きく変化する。大切なことは集団がいじめに同調したり黙認したりせず、止める勇気・知らせる勇気をもつ事である。

小さいいじめ事案でも大きく扱い、生徒集団の意識を高め、全ての生徒にいじめはしない、いじめを見たら止める勇気・知らせる勇気をもつという気概を培っていかなければならない。

いじめの発生を発見したときは、教職員が積極的に情報交換を行い、情報の共有と早期の対応に努める。相談や訴えを受けた場合には、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかな組織での対応とする。

また、謝罪や責任を形式的に問う事に主眼を置くのではなく、社会性の向上や生徒の人格成長に主眼を置いた指導を展開し、保護者の理解を得て、関係機関・専門機関とも連携して再発防止に努める必要がある。

(8) 教職員の姿勢

「いじめは人間として絶対許されない行為である」という姿勢に立ち、教職員が進んで学校生活の中で積極的な指導を展開することができるように、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、校内研修会や事例研修会、職員会議等で周知を図り、全教職員の共通意識を高めていくと共に、全校集会や学級活動、生徒会活動において日常的にいじめの問題に触れ、学校全体の中でいじめを許さない雰囲気浸透させていく。

(9) 生徒に培う力とその取り組み

全ての生徒が認められているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通し生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じる機会を積極的に設定し、生徒の自己存在感を高められるよう配慮する。また、自己存在感を高めるため、人の役に立つという自信や喜びを共感し合える学級・教科経営を行っていく。また、体験的な学校行事の取り組みから、困難なことを乗り越えて生活する活動を取り入れていく。

さらに、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、福祉体験や職場体験活動を推進することで、生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養っていくと共に、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決に導く力や、周囲への影響を判断し行動できる力を育て、他者との円滑なコミュニケーション力を高めていく。

2 いじめ防止のための組織と具体的な取組

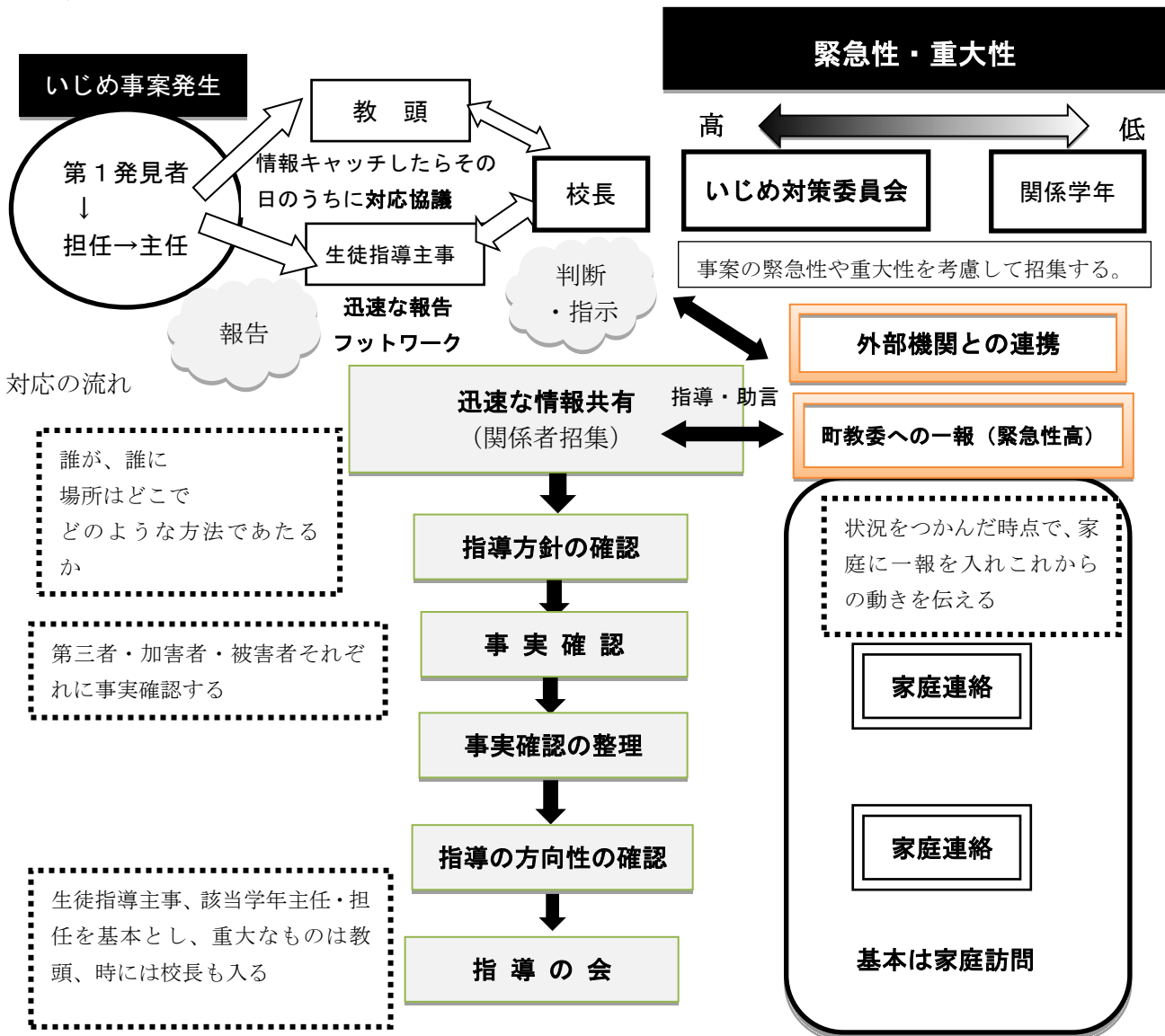
「未然防止」「早期発見」「早期対応」「早期解決」の大原則

(1) 組織・構成

- ① 校内のいじめ防止等の中核となる組織として、いじめ対策委員会を設置する。
- ② いじめ対策委員会は校長が主宰する。
- ③ 構成は、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任を基本とし養護教諭、スクールカウンセラー、当該学級担任等の関係者を必要に応じて加える。

(2) 具体的な取組

- ① 学校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- ② 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ③ いじめの相談・通報の窓口
- ④ 情報収集・記録・共有
- ⑤ 具体的事案に対しての組織的対応
- ⑥ 校内研修会や事例研究の企画・運営
- ⑦ 家庭・地域との連携



継続的支援・事後確認 (いじめ解消まで以下の2つの要件を満たすまで)

- ① いじめに係わる行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと (面談で確認する)

3 いじめの早期発見のための取り組み

- (1) 定期的なアンケート調査やQ-Uテストの実施、定期的な教育相談の実施
- (2) 休み時間や放課後などの生徒の様子を観察
- (3) 生活記録（メモリー）等を活用しての交友関係や悩みの把握
- (4) チャンス相談や呼び出し相談の活用
- (5) 電話相談窓口、スクールカウンセラーの活用による生徒や保護者への周知
- (6) 組織の機能についての定期的な点検と整備
- (7) 家庭・地域との連携

4 教育的諸課題等から特に配慮が必要な生徒についての取組

学校として、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に行う。

- ① 発達障がいを含む、障がいがある生徒
- ② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒
- ③ 性同一障がいや性的指向・性自認に係わる生徒
- ④ 被災生徒

5 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

発見・訴え等があった場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守ることを第一に考えた対応をし、教育的配慮の下、加害生徒に対しては毅然とした態度で指導を行う。その際、謝罪や責任を問うことに終始せず、その後の生き方を見通した人格の成長を主眼に置いた指導を継続的に行っていく。また、必要に応じて、関係機関との連携も図っていく。

(2) 発見・訴え等があったときの対応

【いじめ、いじめと疑われる行為】※【】は刑法に触れる可能性のある行為

- ◆冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ◆仲間はずれ、集団による無視をされる
- ◆軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれる・蹴られる、プロレス技をかけられる
- ◆ひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる【暴行、傷害】
- ◆嫌なこと・恥ずかしいこと・危険なことをされたり、させられたりする【強要、脅迫】
- ◆金品をたかられる【強要、恐喝】
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする【窃盗、横領、器物破壊】
- ◆パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる【名誉毀損】

- ① 上記のような行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ② 生徒や保護者からいじめの相談や訴え等があった場合は、真摯に傾聴する。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめられた生徒や知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ④ 相談や訴えを受けた生徒教職員はいじめ対策委員会に直ちに報告し、全教職員で情報を共有する。
- ⑤ いじめ対策委員会の指示により、生徒活動研究部や当該学年団が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。
- ⑥ いじめの事実が認められた場合、学校から被害・加害生徒の保護者に連絡をするとともに、支援・助言等を行う。

- ⑦ いじめた生徒に対して必要な指導を的確に行う。しかし、その指導においても十分な効果を上げることが困難な場合や犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、庄内町教育委員会の指導の下、庄内警察署に速やかに相談・通報する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える。
- ② 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③ 生徒と保護者へ、徹底して守ることや秘密を守ることを伝え不安を取り除くとともに、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ④ 生徒が安心して教育を受けられる環境の確保を図る。(信頼できる人との連携、必要に応じた別室での指導等)
- ⑤ 状況に応じて外部機関・専門家と連携を図る。
- ⑥ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

(4) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、事実が認められた場合、いじめ対策委員会を開き解決方策の方向性を定める。
- ② 校長の指示のもと、生徒指導部や当該学年団が連携し、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の手立てを講じる。その際、状況によっては校長の判断の下、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした措置をとる。
- ③ 当該生徒の保護者にも速やかに事実を伝え、理解や納得を得た上で、連携して対応にあたることのできるよう協力を求める。
- ④ いじめた生徒には、いじめについての正しい理解を通し、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす重大な行為であることを認識させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ⑤ いじめの行為に及んだ背景や抱える問題に目を向けるなど、当該生徒に対する生徒理解を深め、健全な人格形成に努める。

(5) いじめが起きた集団への指導

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ② はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを強く指導する。
- ③ いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を育てられるよう、機会を捉えて重ねて指導する。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① インターネットやSNS等の危険性を生徒及び保護者に積極的に知らせ、学校と家庭が協力しながら未然防止や早期発見への対応を行っていく。
- ② ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、生徒の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに庄内警察署に通報し、支援を求める。
- ③ 早期発見のため、ネットパトロールの実施などを検討するとともに、日頃からの生徒との会話から情報が得られるような関係づくりやアンテナを高く保つことを心がける。

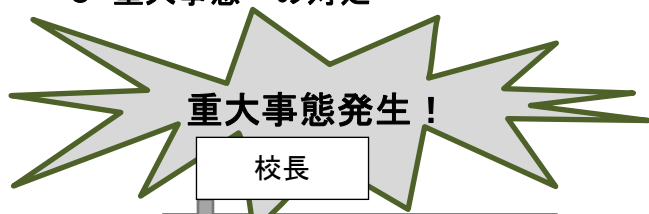
インターネット上のいじめとは

ネット上のいじめとは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示版などに、特定の児童生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

ネット上のいじめの特徴

- ① 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が極めて深刻なものとなる。
- ② インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるなど児童生徒が行動に移しやすく、児童生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ④ 保護者や教師などの身近な大人が、児童生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しく、外部からは見えにくい。また、児童生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。
- ⑤ 一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性がある。
- ⑥ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求となり得る

6 重大事態への対処



校長

町教育委員会へ報告

町長への報告

報告内容

- 学校名・対象児童生徒の氏名、学年、性別
- 報告の時点における対象児童生徒の状況
- 重大事態に該当すると判断した根拠

議会への報告

(1) 基本的な考え方

重大事態の意味

- ①いじめにより、当該児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがある。(○児童生徒が自殺を図った○身体に重大な傷害を負った。○金品等に重大な被害を被った場合、○精神性の疾患を発症した場合等)
- ②いじめにより、当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時(相当の期間は年間30日を目安とする。)

町教委調査組織の設置

指導・助言

学校主導調査組織の設置

調査開始

- 事実関係を明確にするための調査
- 再発防止の為の調査
- いじめられた生徒や保護者へ結果を提供するための調査
- 外部専門家を入れた公平で客観的な調査

いじめられた生徒とその保護者への報告

調査の留意事項

1. 調査の目的を伝え、結果を被害生徒保護者に提供する可能性があることを事前に説明する。
2. 速やかに実施する。
3. 状況に応じては無記名で行う。
4. いじめに係わる情報提供をしてくれた生徒を守ることを最優先にして行う。
5. 重大事態を調査した記録は5年間保存するが、5年経過しても当該事案が終結するまで保管する。

再発防止策策定・適切な指導・支援体制の構築

- ① 上記のような事態が発生した場合、全職員にその旨を知らせるとともに、庄内町教育委員会を通じ、庄内町町長へ報告する。
- ② また、PTA役員に対しても生徒のプライバシーを保護しつつ、発生的事实を伝え、協力を仰ぐ。
- ③ 調査組織を校内に設置する場合は、いじめ対策委員会を母体に事実関係を調査する。その際、必要に応じて庄内町教育委員会の指導助言を仰ぎ、調査結果は教育委員会に報告する。
- ④ 学校は調査結果を重んじ、学校に不都合なことがあっても事実をしっかり向き合い、主体的に再発防止に取り組む。

(2) 調査の観点

- ① いじめの行為がいつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか
- ② いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係の問題
- ③ 学校・教職員がどのように対応したか
これらを網羅的に明確にすること。

(3) 調査結果の報告

- ① 調査内容は逐次、庄内町教育委員会に報告し、指導助言を得る。調査結果の最終報告は、文書をもって庄内町教育委員会へ報告する。
- ② 調査により明らかになった事実関係と、学校がどのように対応したかについて、いじめを受けた生徒やその保護者に対して丁寧に説明する。学校として管理上の責任に落ち度があった場合は、誠意をもって謝罪する。
- ③ 在校生及び保護者に対しても、できる限り丁寧な説明や対応を行う。
- ④ 報道機関への情報提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、校長または教頭が適切に対応する。

7 いじめ防止にかかる具体的取組の計画

(1) 基本的な考え方

未然防止・再発防止の取組は、組織的・計画的に実施し、PDCAサイクルを機能させ、システムを不断に見直していくことが重要である。

年度初めにいじめ対策委員会が方向性を定め、生徒指導部が中心となり具体的計画を立案し、実施する。そして7月に中間評価、12月に最終評価を行い、課題についてはその都度、いじめ対策委員会が改善方向を定め、生徒指導部が具体的対応策を立てて課題解決に向かう。

(2) 具体的取組

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| ①情報収集 | 学年会、運営委員会、職員会議 |
| ②早期発見 | 巡視、教育相談、いじめ防止アンケート、QUテストなど |
| ③心を育てる指導 | 道徳教育、学級活動、全校集会での講話、ネットモラル教育 |
| ④自己肯定感の醸成 | 授業の中での人間関係づくり、学校行事、部活動、生徒会の取組 |

いじめアンケートについては、調査の結果のスムーズな把握をする為、アンケートの処理については以下のような流れで情報を速やかに共有していく。

担任 → **該当学年主任** 該当者のコピー3部を校長、教頭、生徒指導に即日配布

*管理職（生徒指導）は該当生徒名簿を随時作成→その日のうちに4つの判断に基づく対応協議

緊急性の把握・4つの判断

- ◎今すぐ対応
- 今すぐでなくても事実確認必要
- △いじめとしては微妙
- ×いじめではないと思われる



今後の組織的対応・方向性確認 (作戦会議)

- 誰が、誰にあたるか
- 場所はどこで
- どのような方法であたるか
- 保護者への連絡

(3) 事後指導と報告連絡の手順

1. ◎と判断した生徒については、その日の放課後に事情を聞き、迅速に家庭へ報告
2. ○と判断した生徒については、遅くとも概ね3～4日以内に事情を聞き、迅速に家庭へ報告
3. 主任は学級担任が電話で報告したか、所定の用紙に記入し管理職に報告をする。
4. 結果報告を受け、その後の対応については、いじめ防止のための組織と具体的な取組の(2)の手順に従い丁寧且つスピード感を持って対応する。

(3) 関係機関との連携

日頃から田川地区生徒指導主事会等を通して、関係機関と生徒指導情報を共有するとともに、庄内警察署や庄内児童相談所等と連携して問題解決に当たれる体制を構築しておく。

生徒の生命、身体、財産等に重大な被害が生じる危険性がある場合は、教育的な配慮や被害者の意向へも配慮した上で、庄内町教育委員会の指導助言を仰ぎながら、早期に庄内警察署や庄内児童相談所、医療機関、法務局鶴岡支局等と適切に連携する。

(4) 相談窓口などの組織体制

生徒の悩みや相談を受け止めることができるように、以下の相談窓口について生徒および保護者に周知し、相談しやすい体制を構築する。

① 校内相談窓口

- 学級担任 (学級)
- 養護教諭 (保健室)
- 教育相談員 (ほっとルーム)

② 町内及び近隣の電話相談窓口

- 庄内警察署ヤングテレホンコーナー (0234-45-1777 時間毎日)
- 庄内町教育委員会教育課学校教育係 (0234-43-0156 8:30 ~ 17:15 月～金)
- 庄内児童相談所 (0235-22-0790 8:30 ~ 17:15 月～金)

③ 県内電話相談窓口

- 山形県教育センターいじめ相談ダイヤル (023-654-8383 24 時間毎日)
- 山形県警本部ヤングテレホンコーナー (023-642-1777 24 時間毎日)
- 山形いのちの電話 (023-645-4343 13:00 ~ 22:00 毎日)

④ 県外電話相談窓口

- 文科省 24 時間いじめ相談ダイヤル
(0570-0-78310 平日 9:00 ~ 20:30、土日 9:00 ~ 17:30)
- 法務局子どもの人権 110 番 (0120-007-110 8:30 ~ 17:15 毎日)
- いのちの電話 (0120-783-556 10:00 ~ 22:00 毎日)
- チャイルドライン (0120-99-7777 16:00 ~ 21:00 月～土)

⑤ 電話以外の窓口

- 山形県教育センター相談メール (non-ijime@pref.yamagata.jp)
- 子どもの人権 SOS ミニレター (全員に配布)

いじめ防止のための取り組み年間計画

庄内町立余目中学校いじめ対策委員会

校長 佐藤 義徳

担当 阿部 泰大

令和4年1月改定

	学 校	教育委員会事務局	調査依頼	その他
4月	職員会議(生徒理解)※学年会、指導部会、 運営委員会で状況を確認(年間を通して) 生徒理解研修会(23) 個別の支援計画周知 教育相談事前アンケート	● いじめ防止対策計画の周知 校長会 教頭会	問題行動と生徒指導上の諸問題に関する調査(文科)	学年会・運営委員会・生徒指導部会(それぞれ週1)での情報交換 いじめ対策委員会(2、3週に1回・必要に応じて随時)
5月	教育相談(6, 7, 11, 13) 生徒理解研修会(17) いじめ防止基本方針の説明(生徒) 県いじめアンケート(25)	生徒指導主任会議① 青少年町民会議 ●実施計画書提出		
6月	いじめアンケートまとめ会議(14)	学校警察連絡協議会		
7月	庄内町いじめ防止強化月間		いじめ不登校学級経営虐待の実態調査1期報告(県)	
	Q Uアンケート(1) 1学期保護者会(27, 28, 29) WEB生活・学習アンケート(1学期)			
8月	Q Uアンケートまとめ会議(20) 夏休み生活アンケート:生徒(24)			
9月		庄内町いじめ問題専門調査委員会		
10月	いじめアンケート(22) 教育相談事前アンケート	生徒指導主任会議②		
11月	県いじめアンケート:保護者(1) 教育相談(11, 12, 16, 17) Q Uアンケート(25)			
12月	いじめアンケートまとめ会議(6) 2学期保護者会(17, 20, 21, 22) 学校評価アンケート WEB生活・学習アンケート(2学期)		いじめ不登校学級経営虐待の実態調査2期報告(県)	
1月	庄内町いじめ防止強化月間			
	正月休み生活アンケート(6) Q Uアンケートまとめ会議(17) 県いじめアンケート:生徒(18)	庄内町いじめ防止対策連絡協議会		
2月	いじめアンケートまとめ会議(14)	校長会 教頭会 生徒指導主任会議③ ●いじめ防止等の反省・点検・評価		
3月	年間反省(3月定例職員会議で)	●実施報告書提出	いじめ不登校学級経営虐待の実態調査3期報告(県)	